

○ ヘリコプター・テレビシステム運用要綱の制定について

平成 8 年 6 月 1 0 日
地 甲 第 2 6 9 号

改正 平成13年11月26日地甲達第124号
平成16年4月26日地乙達第179号
令和3年6月21日備甲達第99号

石川県警察が保有するヘリコプター・テレビシステムについては、別記のとおり「ヘリコプター・テレビシステム運用要綱」を制定し、平成8年8月12日からその運用を開始することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別記

ヘリコプター・テレビシステム運用要綱

第1 目的

- 1 この要綱は、石川県警察が保有するヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリテレシステム」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 ヘリテレシステムの運用については、石川県警察航空隊の運営に関する訓令（令和3年石川県警察本部訓令第15号。以下「航空隊運営訓令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 ヘリテレシステムの定義

この要綱においてヘリテレシステムとは、航空機に搭載のテレビカメラにより撮影した映像を警察本部その他の機関へ伝送するためのシステムをいう。

第3 運用責任者の指定

- 1 ヘリテレシステムの運用に関する業務を統括するため、警察本部に運用責任者を置き、警備部警備課長をもってこれに充てる。
- 2 運用責任者は、関係部門との連携を緊密にして、ヘリテレシステムの有効活用を図るとともに、その管理を適切に行うものとする。

第4 中部管区警察局石川県情報通信部の協力

- 1 ヘリテレシステムの運用に当たっては、中部管区警察局石川県情報通信部（以下「情報通信部」という。）の技術支援その他の協力を得るものとする。
- 2 運用責任者は、上記1の協力に関し、情報通信部機動通信課長と必要な事項について協議するものとする。

第5 実施責任者の配置

- 1 ヘリテレシステムを運用する場合は、運用責任者の指揮を受け、次に掲げる業務の実施についての責任者（以下「実施責任者」という。）を配置するもの

とする。

- (1) 映像の撮影、送受信に関する指揮
- (2) 映像により得た情報の活用に関する指揮
- (3) 航空隊との連絡調整
- (4) 情報通信部との連絡調整
- (5) その他特に命ぜられた事項

2 実施責任者には、当該運用業務のほかヘリテレスシステムの運用に関する相当の知識、能力を有する警部以上の警察官を充てるものとする。

第6 運用要請の手続き

ヘリテレスシステム運用の要請は、航空隊運営訓令第14条（別記様式）に定める航空機支援要請書の目的欄にその旨及び実施責任者を明記して行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法をもって行うものとし、事後、速やかに経過を報告するものとする。

附 則（平成13年11月26日地甲達第124号）

この要綱は、平成13年12月10日から施行する。

附 則（平成16年4月26日地乙達第179号）

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（令和3年6月21日備甲達第99号）

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。